



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 妻が亡くなった夫にも遺族年金が支払われるとニュースで聞きました。男性で収入があっても妻に亡くなると困るので、良い改正だと思いましたが、詳しく教えてください。

A 年金における男女不平等がやっと是正されたのでしょうか？まだまだ一歩ずつという感があります。

口火を切ったのは、実は昨年11月大阪地裁で出た労災の判決でした。

妻は年齢を問わず「遺族補償年金」を受け取れるのに、夫は55歳以上でないと受給できないのは男女差別で「法の下での平等」ではないとしました。

判決理由は、「この規定の制定1967年当時『正社員の夫と専業主婦』が一般的な家庭のモデルだったため合理性があったが、現在では雇用慣行が変容したため年齢制限規定は違憲である」と趣旨を述べています。

社会保険の年金制度においても、妻は夫が亡くなった時に遺族年金を受給できますが、夫は妻が亡くなっても遺族年金を受給できませんでした。

今回の改正（平成26年4月1日施行）は、すべての妻が亡くなった夫に遺族年金が支払われるのではなく、「子のある夫」いわゆる『父子家庭』に支給されるようになりました。古い映画で恐縮ですが、ダスティン・ホフマンの「クレイマー、クレイマー」のような感じです（ただし、この映画では離婚なので違います）。

遺族年金とは、死亡した者に生計を維持されていた者に支給され、生計維持の基準とは「年収850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められないこと」が受給条件となりますので、高額な収入の方は受けることができません。

18歳未満の（高校卒業時）子を持つ父又は母で、「年収850万円未満であること」が受給権を得る条件となっています。

Q 配偶者に扶養されている夫又は妻は遺族基礎年金がもらえないと聞きました。どのように決定したのか教えてください。

A そうですね、厚生労働省は当初社員に扶養される配偶者が亡くなったケースを一律支給対象からはずす案をまとめていましたが、社会保険労務士の団体から「不公平が生じる」と反対が続出、扶養されている「第3号被保険者」は専業主婦とは限らず、例えば会社勤めで家計を支えた夫が病気で仕事をやめ、妻に扶養される状況になった後に死亡した場合などには、本来ならもらえた遺族年金がもらえなくなることになるため、生計維持されている妻又は夫であれば遺族基礎年金がもらえるということになります。生計維持は年収850万円未満が基準となり、扶養かどうかは関係ありません。

では、遺族厚生年金はどうでしょうか？これも少し改正されました。夫に対する遺族厚生年金は「被保険者等の死亡当時55歳以上である」という年齢要件の他に「夫に対する年金は60歳まで支給停止」に「夫が遺族基礎年金の受給権を有するときはこの限りではない」という文言が追加され支給対象が広がりました。

次に、子供が高校を卒業した大きな子どももしくはいない時に配偶者が亡くなった場合はどうでしょうか？厚生年金の被保険者が亡くなった場合、遺族が妻なら遺族厚生年金が、40歳～65歳であれば、さらに中高齢寡婦加算がもらえます。

この加算は高齢になった女性が社会で高収入を得られないことの配慮だと思いますが、遺族が夫である場合は60歳まで支給停止となり、まだまだ男女格差があるということになります。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】
TEL 043-273-5980